

## 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案」について

### 目的

平成16年通常国会において、廃棄物の海洋投棄の規制を強化するロンドン条約96年議定書の締結に向けて、廃棄物海洋投入処分の許可制度の導入を主な内容とする「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案」が可決成立するとともに、同法を施行するための「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第209号）」が公布されているところである。

また、平成18年通常国会において、危険物質及び有害物質による汚染事故への準備、対応等について定めたOPRC-HNS議定書の実施等のための「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案」が可決成立したところである。

これら改正法等は、平成19年4月1日に施行することから、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号）等の関係省令について次のとおり改正する予定である。

### 概要

#### 1 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正

##### (1) ロンドン条約96年議定書に係る改正

##### イ 廃棄物排出の確認の申請等

- ① 船舶からの廃棄物の海洋投入処分について、環境大臣による許可制度及び当該許可対象廃棄物の全てを対象とする海上保安庁長官による確認制度が創設されることから、当該確認に関し必要な事項を定めるとともに、一定の条件のもと一定期間内の確認に関し一括申請を認めるなど、確認の申請等に関する規定の見直しを行う。（第12条の3の4から第12条の3の7まで関係）
- ② 海洋施設からの廃棄物の海洋投入処分について、環境大臣による許可制度及び海上保安庁長官による確認制度が創設されることから、①と同様に確認の申請等に関する規定を整備する。（新設）

##### ロ 廃棄物の臨時の排出の届出等の廃止

- ① 船舶からの廃棄物の海洋投入処分に係る環境大臣による許可制度等の創設に伴い、船舶からの廃棄物の臨時排出に係る届出制度が廃止されることから、当該届出に関する規定を削除する。（第12条の15関係）
- ② 船舶及び海洋施設における油等（船舶発生油等を除く。）の焼却の禁止

に伴い、当該油等の焼却に係る確認制度が廃止されることから、当該確認の申請等に関する規定を削除する。また、当該油等の焼却に使用する要焼却確認廃棄物焼却設備の検査等に関する規定を削除する。（第12条の18から第12条の35まで関係）

- ③ 船舶及び航空機の海洋への廃棄の禁止及び海洋施設の海洋への廃棄についての許可制度の創設に伴い、船舶等の廃棄に係る確認制度が廃止されることから、当該船舶等の廃棄の確認の申請等に関する規定を削除する。（第37条の16及び第37条の17関係）

## ハ 報告徴収の廃止

- ① 船舶及び海洋施設における油等（船舶発生油等を除く。）の焼却の禁止に伴い、定期的な油等の焼却に関する報告徴収に関する規定を削除する。（第38条第1項の表第5号関係）
- ② 船舶及び航空機の海洋への廃棄の禁止及び海洋施設の海洋への廃棄についての許可制度の創設に伴い、船舶等の廃棄に関する報告徴収に関する規定を削除する。（第38条第1項の表第6号関係）

## 二 権限の委任

- ① 船舶からの廃棄物排出の確認及び海洋施設からの廃棄物排出の確認に係る海上保安庁長官の権限については、当該確認を迅速に処理するため、管区海上保安本部長並びに海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（名護及び中城海上保安署に限る。）の長に委任する。（第41条第6項の表第3号及び第5号並びに同条第8項関係）
- ② 船舶及び海洋施設における油等（船舶発生油等を除く。）の焼却の禁止、船舶等の廃棄に係る確認制度の廃止並びに当該焼却及び確認に関する報告徴収の廃止に伴い、当該権限に係る委任規定を削除する。（第41条第6項の表第6号、第8号及び第9号関係）

## (2) OPRC-HNS議定書に係る改正

### イ 海洋施設等からの有害液体物質の排出時等における通報

- ① 有害液体物質の定義において、油以外の液体物質のうち、海洋環境の保全の見地から有害である物質であって、海洋施設等において管理されるものを追加することに伴い、排出があった場合等に通報を必要とする有害液体物質の区分に海洋施設等において管理されるものを追加する。（第30条の2の2関係）
- ② 海洋施設等から有害液体物質の排出があった場合等に通報が義務付けられることとなることに伴い、海洋施設等からの大量の油の排出時等における通報事項に有害液体物質の排出時等における通報事項を追加する。（第30条の4及び第30条の4の2関係）

### ロ 排出された特定油以外の油又は有害液体物質の防除措置

- ① 特定油以外の油又は有害液体物質の排出があった場合における船舶所有

者等に防除措置の実施が義務付けられることとなることに伴い、排出特定油の防除措置に排出された特定油以外の油又は有害液体物質の防除措置を追加する。（第31条及び第32条関係）

- ② 排出された特定油以外の油又は有害液体物質の防除措置の実施については、特定油の場合と異なり、当該物質に係る知見等を必要とすることから、船舶所有者等が当該措置の実施を他の者に委託する場合には、当該措置を迅速かつ適確に講じ得る能力を有する者に委託しなければならないこととする。（新設）

#### ハ 有害液体汚染防止緊急措置手引書

有害液体物質保管施設及び係留施設の設置者等に対する有害液体汚染防止緊急措置手引書の作成及び備え置き又は掲示が義務付けられることとなることに伴い、油濁防止緊急措置手引書と同様に、その技術上の基準等に係る規定を整備する。（第34条の2及び第34条の3関係）

#### ニ 危険物の排出が生ずるおそれがある場合における通報

危険物の排出が生ずるおそれがある場合に通報が義務付けられることとなることに伴い、船舶等からの油等の排出のおそれがある場合の通報事項と同様の規定を整備する。（新設）

#### ホ 措置命令

油又は有害液体物質の排出のおそれがある場合、危険物の排出があった場合、海上火災が発生した場合及び危険物の排出が生ずるおそれがある場合の海上保安庁長官の措置命令の新設に伴い、当該命令を発するときに明示すべき事項について、廃棄物等の排出があった場合の防除措置命令の場合と同様の規定を整備する。（新設）

#### ハ 権限の委任

- ① ハの有害液体汚染防止緊急措置手引書に係る国土交通大臣の権限については、海上保安庁長官より国土交通大臣に移管された油濁防止緊急措置手引書に係る権限とあわせて、地方整備局長及び北海道開発局長並びに地方整備局の事務所の長及び開発建設部の長に委任する。（第41条第3項関係）
- ② ホの措置命令に係る海上保安庁長官の権限については、特定油が排出された場合と同様に、管区海上保安本部長並びに海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（名護及び中城海上保安署に限る。）の長にも委任する。（第41条第7項関係）

### (3) その他

#### イ 油濁防止管理者及び有害液体汚染防止管理者の選任要件の見直し

平成19年度を予定として、日本国籍の外航船の船長及び機関長を含めた全ての船舶職員について、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第23条に規定される船舶職員になることについての承認を受け

た者を可とする運用がなされることから、油濁防止管理者及び有害液体汚染防止管理者の要件について、海技免許を受けている者以外に当該承認を受けた者（通信長及び通信士の職務を行う者を除く。）についても認めることとする。（第10条及び第12条の2の6関係）

#### □ 海洋施設の有害液体物質記録簿

平成18年通常国会において可決成立した「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案」により、有害液体物質を取り扱う国土交通省令で定める海洋施設の管理者に対し、当該施設内に有害液体物質記録簿を備え付けること等が義務付けられたことから、国土交通省令で定める海洋施設については有害液体物質の輸送の用に供される係留施設とし、当該施設内に備え置く有害液体物質記録簿の様式（別添資料参照）を新たに策定する等有害液体物質記録簿に関し必要な事項を定める。（第12条の17の2関係）

#### ハ 立入検査証の様式の見直し

平成17年度総務省行政評価・監視「検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査結果に基づく通知について（平成18年4月25日）」において、国等が法人等を対象に立入検査等を実施する場合の職員の身分証について、本人確認事項、調査権限事項、適正管理事項を表記するよう見直すことなどが指摘されていることから、登録確認機関等に対して立入検査をする職員が携帯する身分証については、当該職員の写真を貼付することとし、また、生年月日についても記載することとする。（第1号の4の5様式、第7号様式及び第7号の2様式関係）

### 2 独立行政法人海上災害防止センターに関する省令の一部改正

排出された特定油以外の油及び有害液体物質について、海上保安庁長官は独立行政法人海上災害防止センターに対し、防除のための措置を指示することができることになることに伴い、特定油が排出された場合と同様に、当該指示によりセンターが講じた措置に要した費用のうち、船舶所有者等に負担させることができる範囲についても、同様に特定油以外の油及び有害液体物質まで拡大するよう所要の改正を行う。（第19条関係）

### 3 施行期日等

公 布：平成18年12月下旬  
施 行：平成19年4月1日